

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月1日から39年3月1日まで
② 昭和39年3月2日から43年3月13日まで
③ 昭和43年10月1日から44年10月31日まで

平成15年に年金の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっていることを知った。

脱退手当金の制度については知っていたが、将来も仕事を続けていこうと思っており、また、申立期間③に係る事業所を退職後、A市へ転居した際には国民年金に加入し、国民年金保険料も納付していたので、脱退手当金を受給する意思は無かった。

申立期間に係る脱退手当金については、申請した記憶も受給した記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票によれば、申立人は、昭和44年11月5日に、申立期間③に係る事業所の所在するB市からA市へ転居していることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳によれば、申立人は同日付けで、同市において国民年金被保険者資格を取得した記録となっており、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該番号の付近の記号番号を付番された任意加入被保険者の資格取得日から同年11月ごろに払い出されたものと推認できる上、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した後の約4年間は国民年金保険料の未納が無く、脱退手当金が支給されたこととされている時期（昭和45年7月3日）の昭和45年度の国民年金保険料についても現年度納付していることが確認できることから、当時、申立人が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し

ながら、一方で脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務した最終事業所に係る申立期間③のみでは脱退手当金の受給要件である2年以上の厚生年金保険の加入期間を満たさないほか、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金を受給した記録となっている元従業員から聴取しても、事業主により代理請求がなされたことをうかがうことはできないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

旭川厚生年金 事案350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から同年8月1日まで

勤務していたA社が部門ごとに別会社に分かれ、自分はB部門に所属していたことから、C社へ異動となった。申立期間も引き続き勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。

一緒に異動した同僚は厚生年金保険の加入記録が継続しているのに、自分だけ1か月間の未加入期間があることに納得できない。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和38年4月1日取得～平成3年6月30日離職）及び同僚の証言から、申立人がA社及び同社の関連会社において継続して勤務し（昭和39年8月1日に、A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和48年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び元役員も高齢であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案351

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年1月15日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月15日から同年2月1日まで

昭和33年1月15日にA社本店から同社B支店への転勤の辞令を受け異動となった。ところが、オンライン記録では、同日に本店で厚生年金保険の資格を喪失した後、同年2月1日にB支店で資格を取得するまでが未加入期間となっている。この期間も継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の辞令、雇用保険の加入記録（昭和22年11月1日取得～61年12月31日離職）、及びA社提出の退職金計算書に記載されている勤続期間が、申立期間（1か月）と申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者期間を合算した月数と一致していることから判断すると、申立人が、同社において継続して勤務し（昭和33年1月15日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和33年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、申立人の申立期間に係る保険料を納付したか否か不明としているが、C健康保険組合は、申立人の健康保険被保険者資格の取得日を昭和33年

2月1日と回答しており、同健康保険組合と社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日としたとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月1日から56年8月26日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を56年8月26日に訂正し、標準報酬月額については、54年4月及び同年5月は11万円、同年6月から同年8月までは13万4,000円、同年9月から55年8月までは12万6,000円、同年9月から同年11月までは14万2,000円、同年12月は15万円、56年1月から同年5月までは14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月1日から58年7月1日まで
昭和54年4月に、A社から、子会社であるB社に異動したが、異動後も同社において厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録（昭和51年6月10日取得～58年6月30日離職）、及び現在、同社の業務を引き継いでいるC社の回答から、申立人が申立期間においてもA社に継続して勤務（昭和54年4月1日にA社から、同社の関連会社であるB社に異動）していたことが認められる。

また、C社から提出のあったB社に係る「職員給与支給簿」及び申立人提出の給与支給明細書により、申立期間のうち昭和54年4月から56年7月までの厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、「職員給与支給簿」及び給与支給明細書には、申立人が、申立期間のうち昭和56年8月以降の厚生年金保険料を控除されていた旨の記載は見当たらず、また、C社提出の申立人に係る健康保険等資格喪失証明書の資格喪失日は同年8月26日となっている上、同社提出の申立人に係る国民健康保険被保険者証は、申立人が同年9月22日に国民健康保険被保険者の資格を取得

した記載となっていることを考え合わせれば、申立人が申立期間のうち同年8月26日から58年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは認められない。

なお、C社提出の、A社が社会保険事務所（当時）に提出した「顛末書」（昭和56年8月24日付け）及び健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（昭和56年8月26日付け）によれば、当時、社会保険事務所から同社に対して、関連会社であるB社に異動した申立人及び同僚2人については、所属が異なることを理由として、異動日にさかのぼって厚生年金保険被保険者資格を喪失させるよう指導があり、それを受け、A社が当該3人に係る資格喪失届を提出し、申立人の昭和54年4月1日以降の被保険者期間に係る記録が取り消されたものと考えられるが、申立人及び同僚2人からは、取り消された厚生年金保険被保険者期間に係る厚生年金保険料の返還があったとの証言は得られておらず、C社でも当該保険料の返還について確認できる資料は無いと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年4月1日から56年8月26日までの期間に係る厚生年金保険料をA社において事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和54年4月から56年7月までの期間の標準報酬月額については、当該期間の給与支給明細書における給与支給総額及び保険料控除額から、54年4月及び同年5月は11万円、同年6月から同年8月までは13万4,000円、同年9月から55年8月までは12万6,000円、同年9月から同年11月までは14万2,000円、同年12月は15万円、56年1月から同年5月までは14万2,000円、同年6月及び同年7月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（昭和56年8月26日付け）において、申立人が昭和54年4月1日に被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月から56年7月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月9日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年4月1日から19年6月1日まで
② 昭和20年7月9日から同年9月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録が、昭和19年6月1日から20年7月9日までとなっているが、同社には、職業紹介所の紹介で、16年4月に入社し20年8月まで勤務しており、B部第1課に勤めCの工作機械の設計書を書いていた。途中で仕事を変わったことはないの、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和20年8月まで勤務していたと述べているところ、申立人提出の、A社における「職員退職諸給与金清算書」によれば、「退社月日」は「昭和20年8月1日」と記載されている上、当該精算書において退職時の支払金から「8、9月分仮掛清算他」として控除（内訳については不明）を確認できる。

一方、申立期間のうち昭和20年8月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が当該事業所に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和20年7月9

日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和20年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、110円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は昭和47年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の居所も不明であることから確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、昭和16年4月からA社に勤務したと主張しているところ、申立人提出の、同社における「職員退職諸給与金清算書」によれば、「入社月日」は「昭和18年9月21日」と記載されている。

また、申立期間①は厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法（昭和17年6月施行）の適用の期間であり、申立人は、当時の業務内容について、工作機械の設計書を書いていたと述べていることから、申立期間①については、労働者年金保険の加入対象となる「筋肉労働者」ではなかったものと考えられるところ、申立人が記憶していた上司、及び同業種の同僚についても、申立期間①における労働者年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年3月31日から同年4月30日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月30日とし、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年5月1日まで

A社に平成15年8月から16年4月まで勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年3月31日となっている旨の回答があった。

勤務していた期間の給与明細書を保管しており、申立期間について厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与明細書(平成15年8月分から16年4月分まで)のうち、平成16年4月分の給与明細書の記載(4/1~4/30)から、申立人は、16年4月30日までA社に勤務していたものと推認される。

また、当該給与明細書によれば、申立人が平成15年8月に入社し(オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成15年8月8日)、最初に支払われた同年8月分の給与明細書には厚生年金保険料の控除額が記載されておらず、同年9月分から16年4月分までの給与明細書では、毎月1か月分(合計8か月)の保険料が控除されていることが確認できることから、16年4月分の給与明細書において控除されている保険料は、同年3月に係る保険料と考えられる。

一方、申立人提出の銀行口座の通帳の記録から、給与は翌月の10日払いであったことが確認できるところ、申立人のA社における「平成16年分 給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」は、平成15年12月分から16年4月分までの給与明細書に記載されている15年11月から16年3月までに係る厚生年金保険料及び健康保険料（並びに平成15年12月分から16年4月分までの給与明細書に記載されている雇用保険料）と一致しており、このほか、申立人の同年4月に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等は得られないことから、申立人が、申立期間のうち同年4月に係る保険料を事業主により給与から控除されていたものとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成16年3月31日から同年4月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成16年4月分の給与明細書の控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は平成18年9月16日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、申立てどおりの届出を行い、保険料を納付していたかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から60年3月まで

昭和57年3月末でA病院を退職し、同年4月からB病院でパートの看護婦として働いていたが、厚生年金保険に加入できなかったため、C市で国民年金に加入した。

職場から近かったC市役所で、昼休みに1～2か月分ずつの国民年金保険料を納付していた記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月にB病院にパートの看護婦として勤務したのを契機に、C市で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年9月10日にD市で払い出されているのみで、C市には、申立人の国民年金被保険者名簿が無い上、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、昭和57年分から60年分までの給与所得の源泉徴収票の写しを提出しているが、いずれの源泉徴収票にも、「社会保険料等の金額」のうち、国民年金保険料を納付した場合に記載する「申告による控除分」の欄に金額の記載は無い。

さらに、申立人が勤務していたとするB病院において国民年金保険料を給与から引き去りしていたかどうかは確認できないが、当該源泉徴収票の「社会保険料等の金額」のうち、「給与等からの控除分」の欄に金額が記載されているものの、当該金額は、申立期間当時の国民年金保険料額を大きく下回り、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案355

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月1日から同年12月30日まで
② 昭和63年5月2日から同年12月29日まで
③ 平成元年5月1日から同年12月30日まで
④ 平成2年5月1日から同年12月29日まで
⑤ 平成3年5月1日から同年12月29日まで
⑥ 平成4年5月1日から同年12月30日まで
⑦ 平成5年5月1日から同年12月23日まで
⑧ 平成6年5月1日から同年12月30日まで
⑨ 平成7年5月1日から8年3月1日まで
⑩ 平成8年5月1日から9年3月1日まで
⑪ 平成9年5月1日から10年3月1日まで
⑫ 平成10年5月1日から11年3月1日まで
⑬ 平成11年5月1日から12年3月1日まで
⑭ 平成12年5月1日から13年3月11日まで
⑮ 平成13年5月1日から14年3月1日まで

社会保険事務所（当時）へ年金手続に行ったときに、私の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、申立期間①から⑦のうち平成5年9月までが20万円、⑦のうち同年10月から⑮までが22万円であることを知った。

当該期間に勤務していたA社での給与は月額30万円以上であり、同社が社会保険事務所へ届け出していた標準報酬月額は正確ではないので、標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は、「（申立期間当時の厚生年金保険の）控除額が少なすぎると思っていた。」と述べているところ、申立人提出のすべての申立期間に係る給料明細書における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれより低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。